

令和 2 年 6 月 9 日

第 4 回 廿日市市議会議案説明書
(第 2 回 定例会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案説明書目次

議案第51号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 の一部を改正する条例	1
議案第52号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	3
議案第53号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	7
議案第54号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税 の不均一課税に関する条例の一部を改正する条 例	9
議案第55号	廿日市市債権管理条例等の一部を改正する条例	11
議案第56号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第57号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
議案第58号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	17
議案第62号	工事請負契約の締結について	19
議案第63号	工事請負契約の締結について	21
議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について	23
議案第65号	損害賠償の額を定めることについて	25
議案第66号	財産の取得について	27
議案第67号	財産の取得について	29
議案第68号	廿日市市農業委員会委員の任命につき認定農業 者等が委員の過半数を占めることを要しない場 合の同意について	31
議案第69号	財産の取得について	33
議案第70号	財産の取得について	35
議案第71号	財産の取得について	37
議案第72号	廿日市市固定資産評価員の選任の同意について	39

(議案第51号)

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正
する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責の基準として定められた額に地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の期末手当を含めようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

(議案第 5 2 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 令和 3 年度以後の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下であるひとり親を対象に加える。

イ 令和 3 年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割の納税義務者がひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から 3 0 万円を控除することとする。

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の所得割の課税の特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 6 年度までとする。

エ 低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 1 0 0 万円を上限に控除することとする。

オ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の所得割の課税の特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 5 年度までとする。

カ 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する一定の行事であって市長が指定するものの中止等により生じた当該行事の入場料金等の払戻しを請求する権利の放棄を一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の当該権利の価額に相当する金額の合計額の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適

用することとする。

キ 住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、取得した住宅への入居が一定の期間遅れた場合に、令和15年度分までの控除の適用を令和16年度分までに延長することとする。

(2) 固定資産税

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき取得された水力発電設備であって一定の規模以上の設備のうち、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得されたものに係る取得後3年度分の課税標準の特例割合を4分の3と定める。

イ 一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月から10月までの間における連続する3月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額を当該期間の初日の1年前の日から起算して3月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除した割合（以下「事業収入割合」という。）が一定以下となる場合、当該事業収入割合に応じて、その価格に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする特例措置を講じる。

事業収入割合	価格に乗じる割合
100分の50以下	0
100分の70以下	2分の1

ウ 生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物のうち、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に取得されたものに係る取得後3年度分の固定資産税の課税標準について、特例措置を講じるものとし、当該課税標準となるべき価格に乗じる特例

割合を0と定める。

(3) 軽自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率を軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものとする。

(4) 市たばこ税

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの課税標準に係る本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとする。

イ 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準に係る本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。

(5) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日。ただし、1の(4)のアの改正規定については令和2年10月1日、1の(1)のア、イ、エ、カ及びキの改正規定については令和3年1月1日、1の(4)のイの改正規定については令和3年10月1日、1の(5)の改正規定については公布の日外

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第53号)

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり都市計画税に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和4年3月31日までの間に一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産について、最初の5年度間の都市計画税の課税標準をその価格の2分の1の額とする特例措置を講じる。
- (2) 一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋に対して課する令和3年度分の都市計画税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月から10月までの間における連続する3月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額を当該期間の初日の1年前の日から起算して3月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除した割合（以下「事業収入割合」という。）が一定以下となる場合、当該事業収入割合に応じて、その価格に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする特例措置を講じる。

事業収入割合	価格に乗じる割合
100分の50以下	0
100分の70以下	2分の1

- (3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日。ただし、1の(3)については、令和3年1月1日

3 根拠法令

議案第52号説明書に同じ。

(議案第 5 4 号)

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するなどの改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 不均一課税の適用を受ける条件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
令和 2 年 3 月 3 1 日	令和 4 年 3 月 3 1 日

- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第 6 条

- ② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(議案第55号)

廿日市市債権管理条例等の一部を改正する条例

税制収納課
高齢介護課
保険課
下水道課
住宅政策課

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、延滞金の割合の特例に関する規定について、同法に準じて次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	内 容
廿日市市債権管理条例	「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、その他必要な規定を整理する。
廿日市市介護保険条例	
廿日市市後期高齢者医療に関する条例	
廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	
廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例	
廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例	
廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例	
廿日市市福祉住宅設置及び管理条例	

2 施行期日

令和3年1月1日

3 根拠法令

地方自治法

第231条の3

- ② 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を

徴収することができる。

都市計画法

第75条

- ④ 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

(議案第56号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(市民課)

1 提案の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料に関する規定を削除するなどの改正を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 5 7 号)

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等による卒園後の受入れに係る連携施設の確保の基準を緩和するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育若しくは保育が提供されるように必要な措置を講じる場合又は卒園後の受入れに係る連携施設の確保が著しく困難であり、次に掲げる施設を連携協力を行うものとして確保する場合は、卒園後の受入れに係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

ア 企業主導型保育事業に係る施設

イ 地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設

- (2) 保育所型事業所内保育事業を行う者で、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市長が適当と認めるものは、連携施設を確保しないことができることとする。
- (3) 連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間から10年間に延長する。
- (4) 居宅訪問型保育を提供する必要性を勘案する事項に、母子家庭等の乳幼児の保護者の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等を加える。
- (5) 家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業の許可を得た施設等については、調理員の配置及び調理設備の設置を要しないことができる経過措置の期間を5年間から10年間に延長する。

(6) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(議案第 5 8 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定などを改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 1 0 0 万円を上限に控除することとする。

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)については、令和3年1月1日

4 根拠法令

議案第 5 2 号説明書に同じ。

(議案第62号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町10番地3及び宮島町1170番地2において施工する宮島水族館展示施設整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

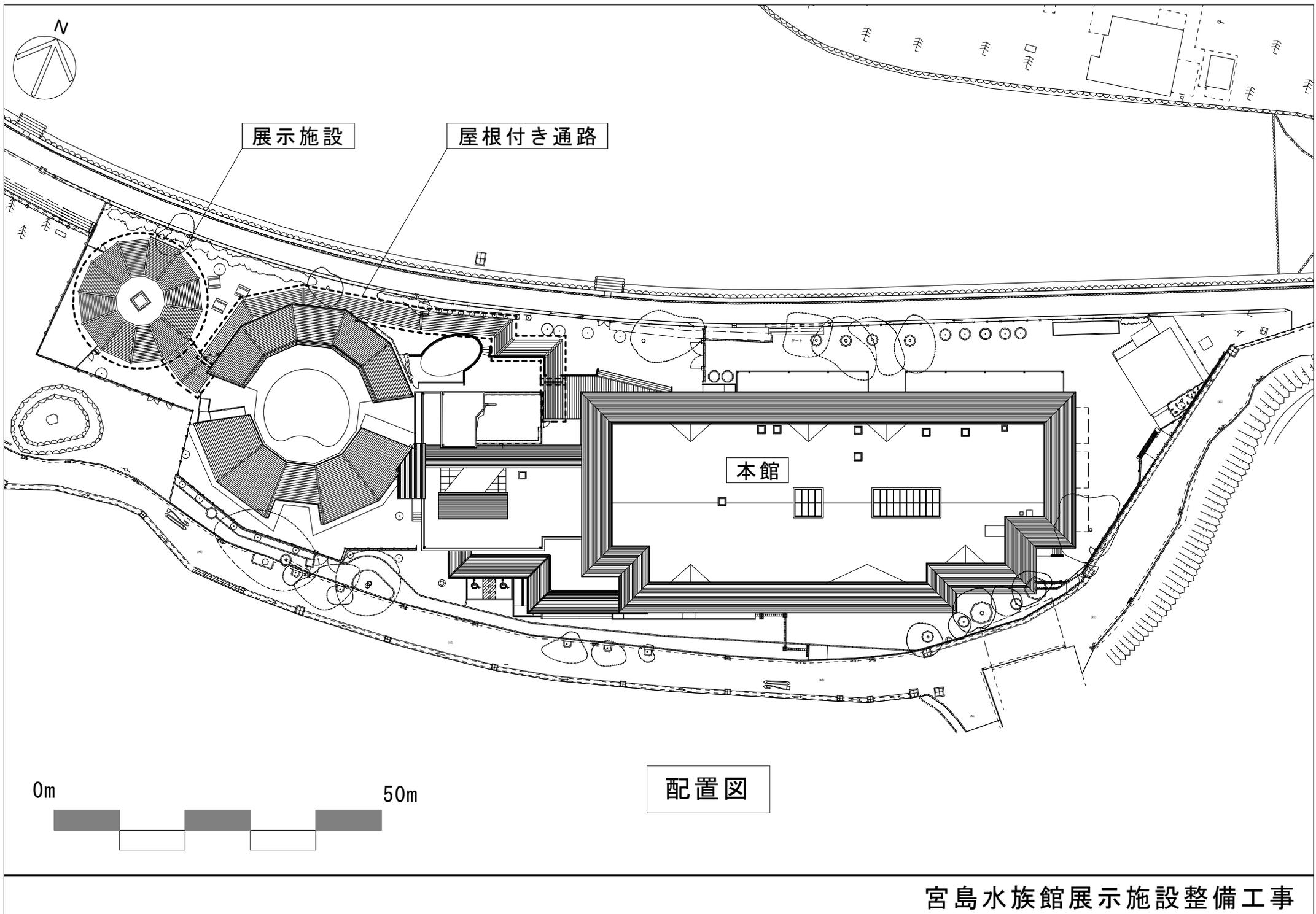
- (1) 工事内容 展示施設新築工事 一式
屋根付き通路新築工事 一式
本館一部改修工事 一式
畜養施設一部改修工事 一式
- (2) 請負金額 767,250,000円
- (3) 請負者 広島市中区上八丁堀4番1号
五洋建設株式会社中国支店
執行役員支店長 田 口 智
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和3年3月31日まで

3 根拠法令

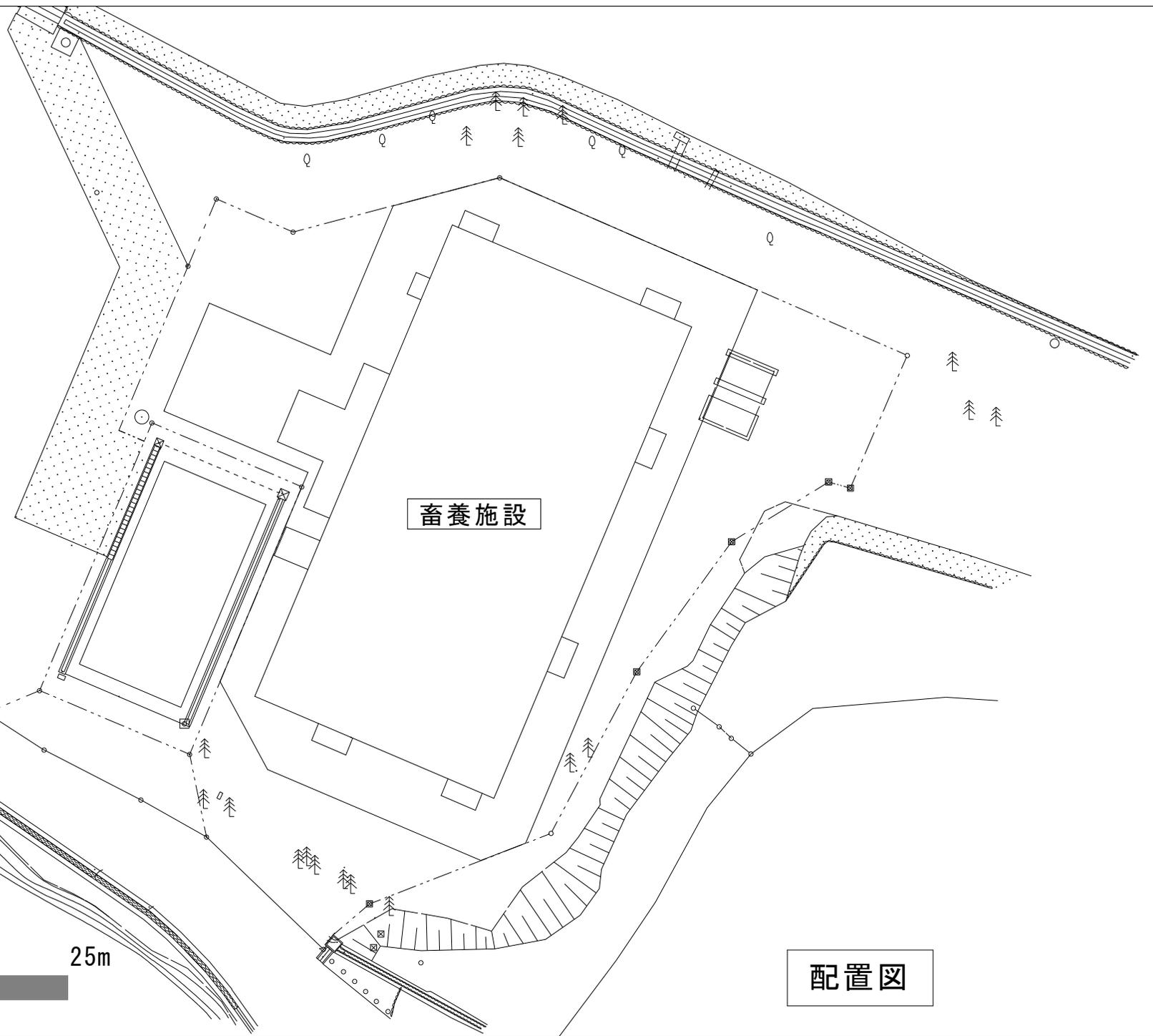
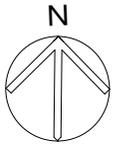
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1
億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

宮島水族館 位置図





宮島水族館展示施設整備工事



畜養施設

配置図

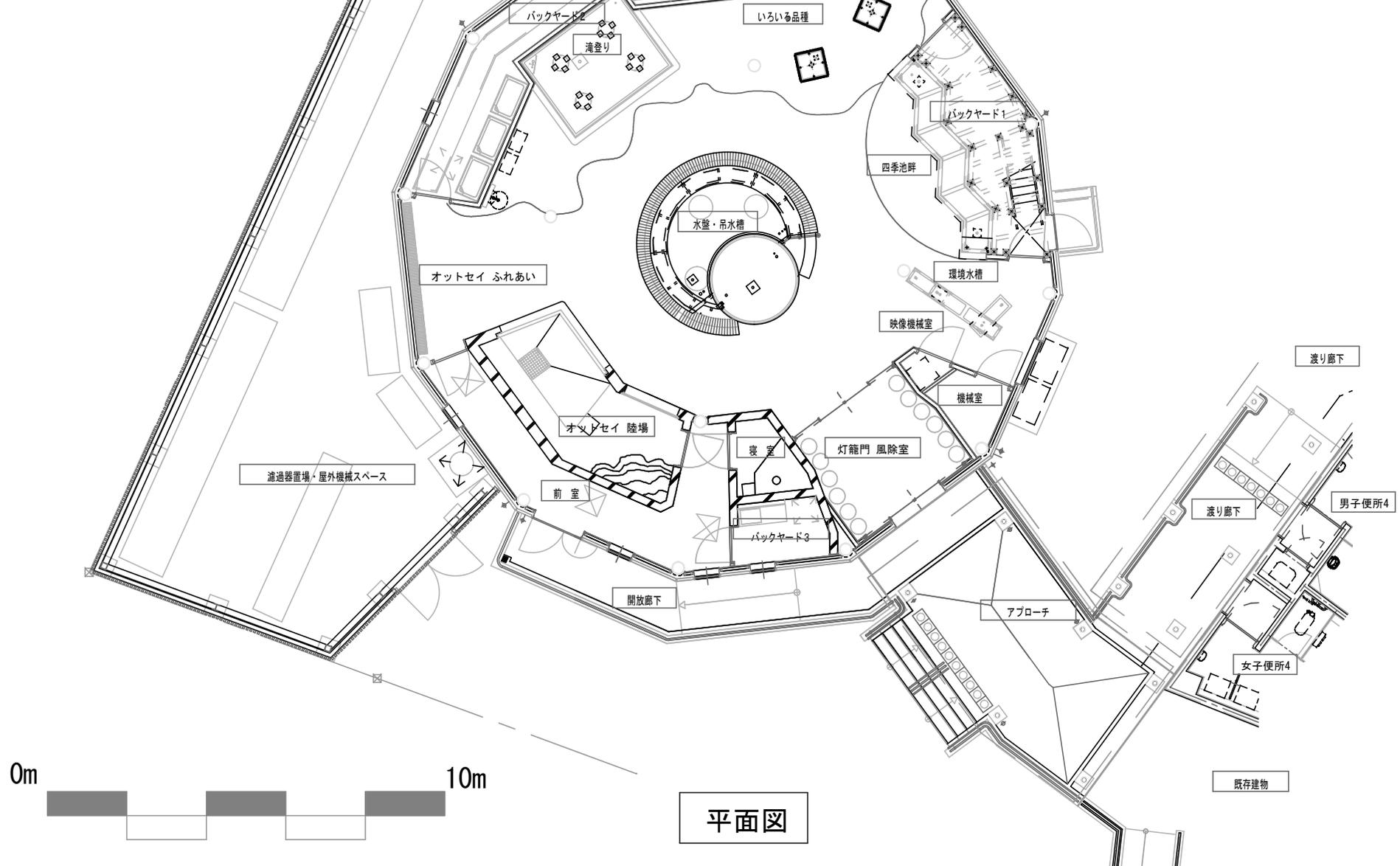
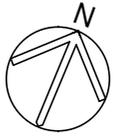
0m

25m



宮島水族館展示施設整備工事

展示施設

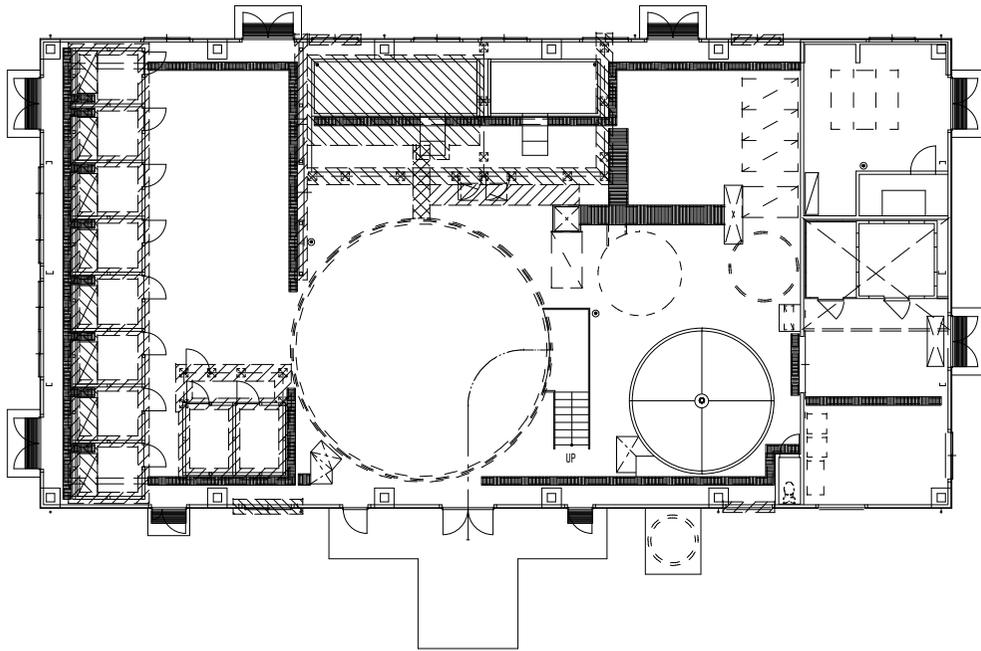


平面図

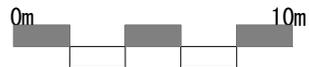
宮島水族館展示施設整備工事



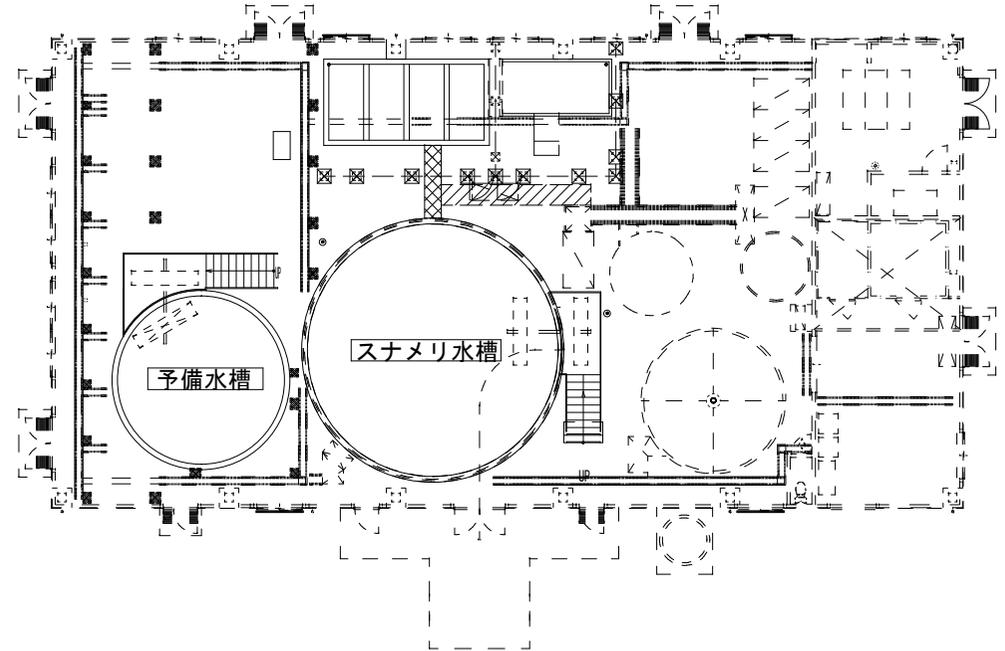
畜養施設



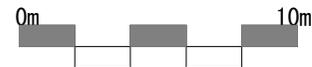
平面図（改修前）



畜養施設

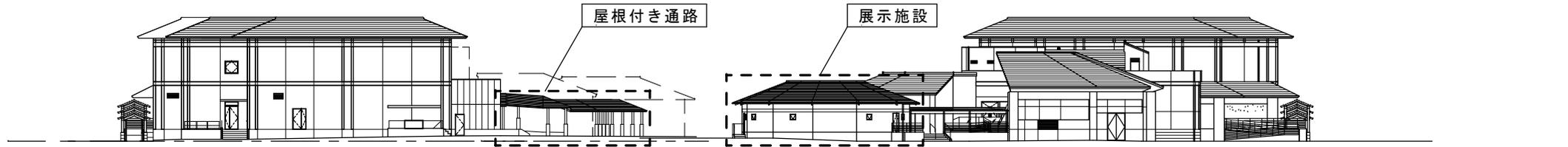


平面図（改修後）



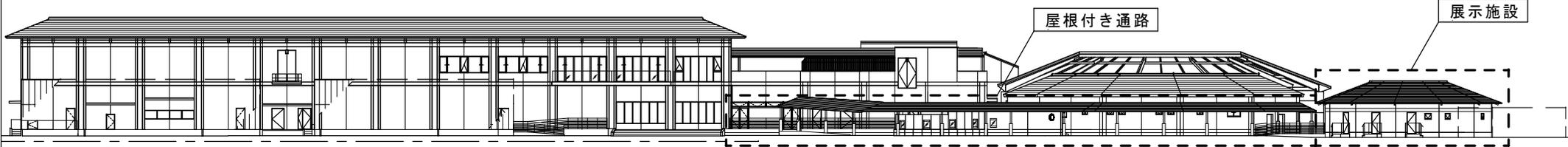


南側立面図

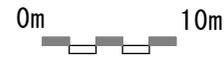


東側立面図

西側立面図



北側立面図



立面図

宮島水族館展示施設整備工事

(議案第 6 3 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市阿品台東 1 番 1 号において施工する阿品台中学校普通教室棟
大規模改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

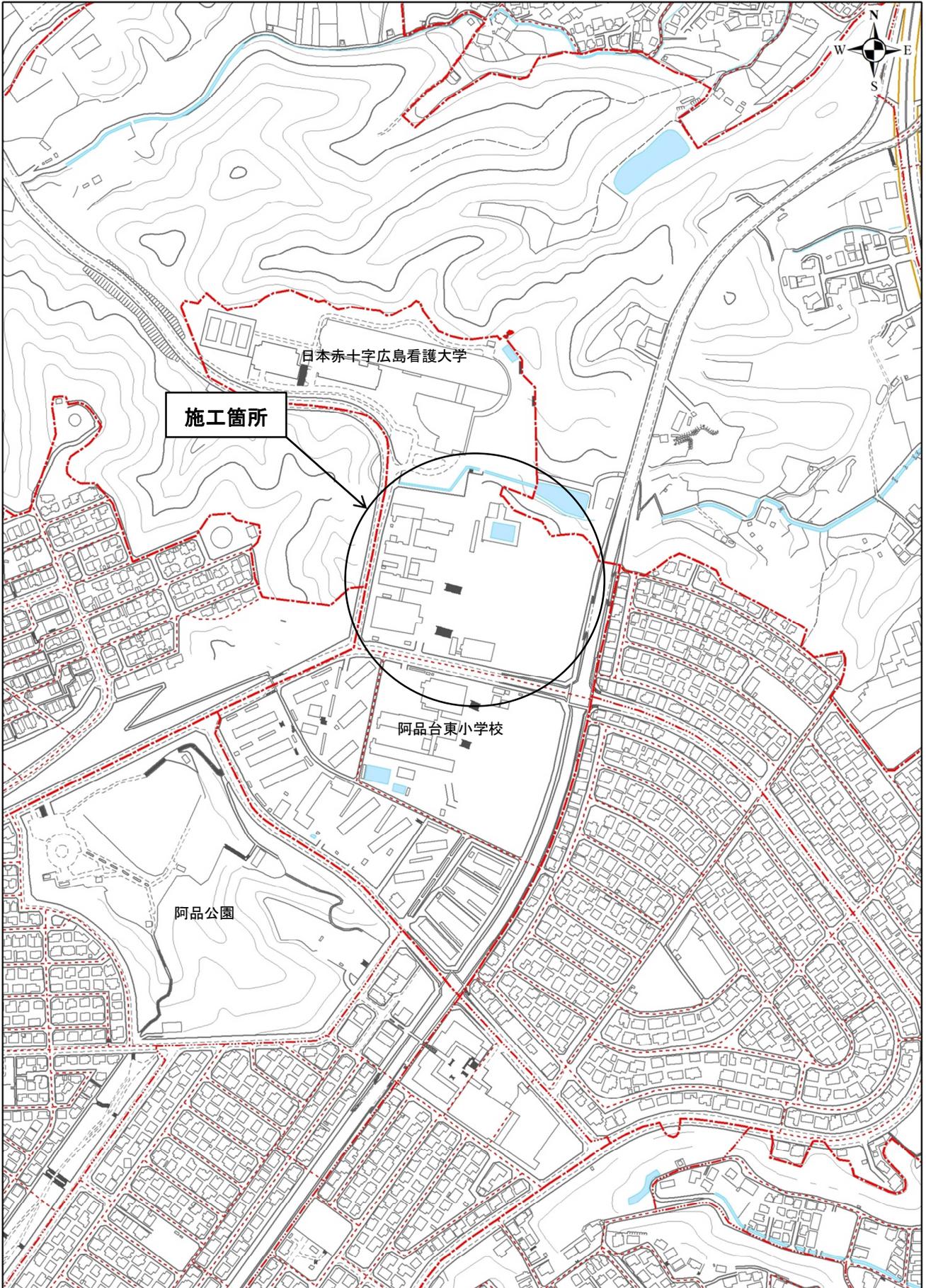
2 請負契約の内容

- (1) 工事内容 普通教室棟改修工事 一式
渡り廊下改修工事 一式
- (2) 請負金額 2 5 1 , 7 6 8 , 0 0 0 円
- (3) 請 負 者 広島市西区福島町二丁目 1 4 番 1 3 号
河井建設工業株式会社
代表取締役 河 井 光 誠
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和 3 年 3 月 2 2 日まで

3 根拠法令

議案第 6 2 号説明書に同じ。

阿品台中学校 位置図



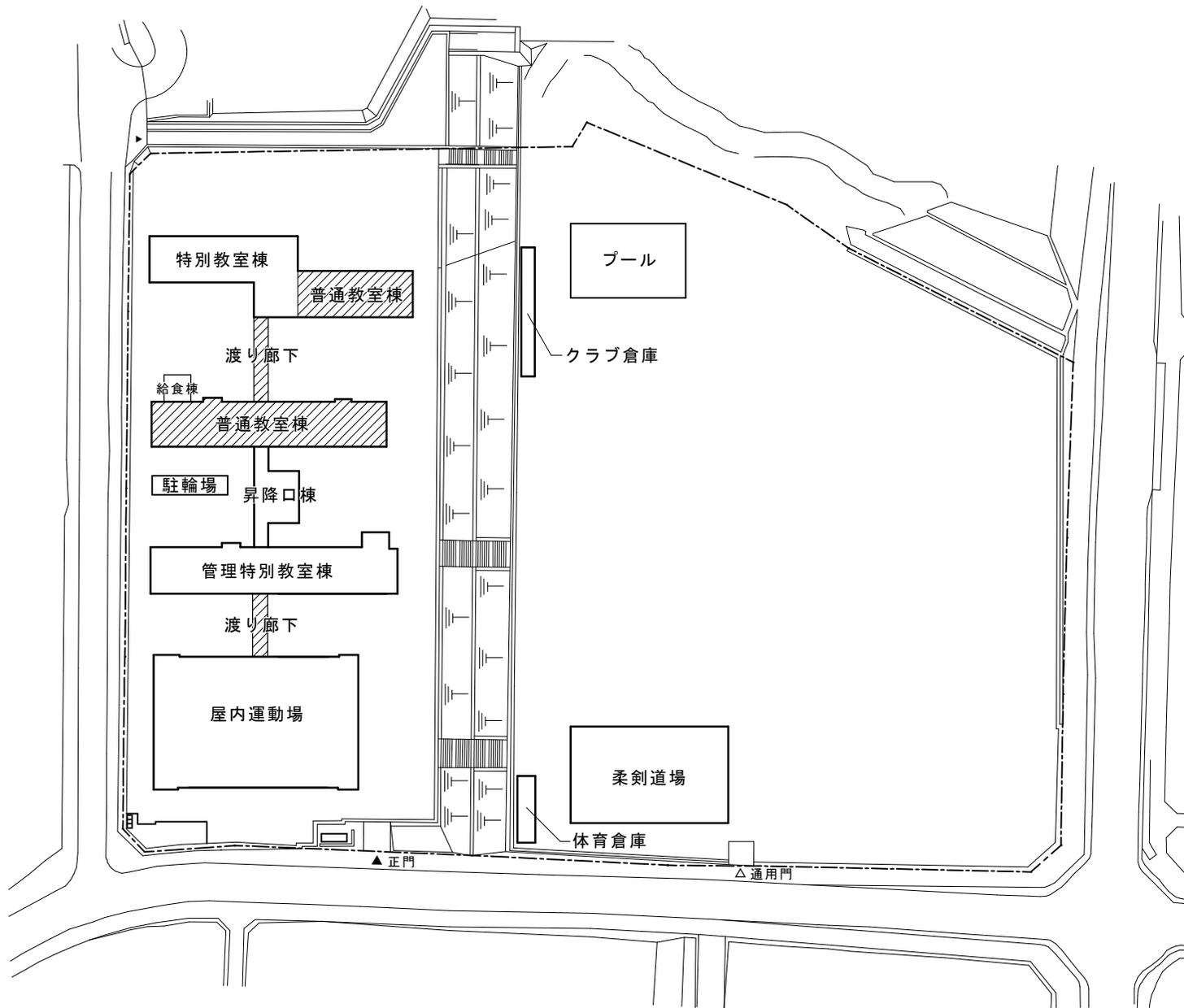
施工箇所

日本赤十字広島看護大学

阿品台東小学校

阿品公園

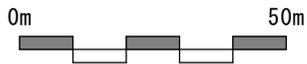
50 25 0 50メートル



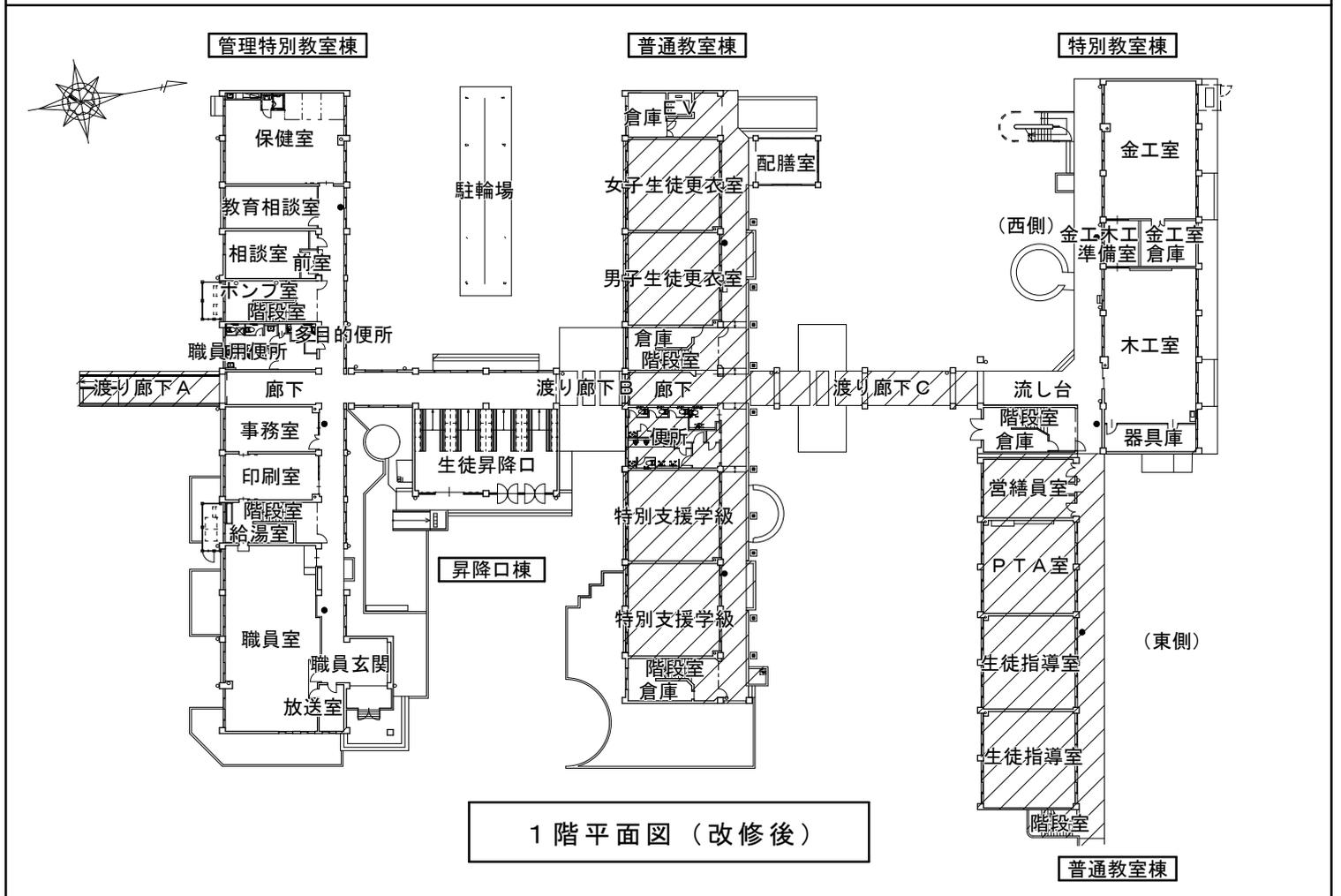
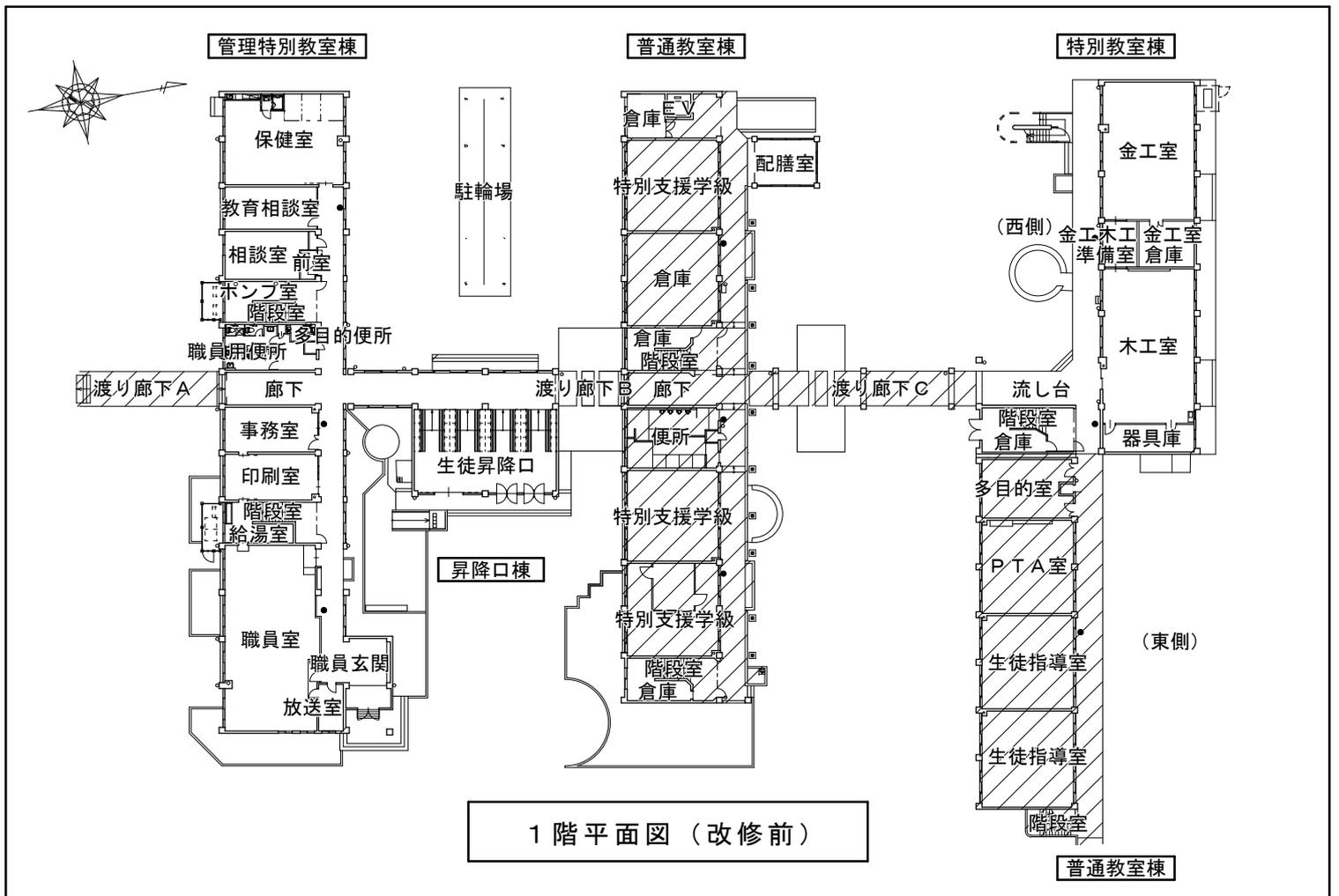
配置図



工事対象建物を示す



阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事

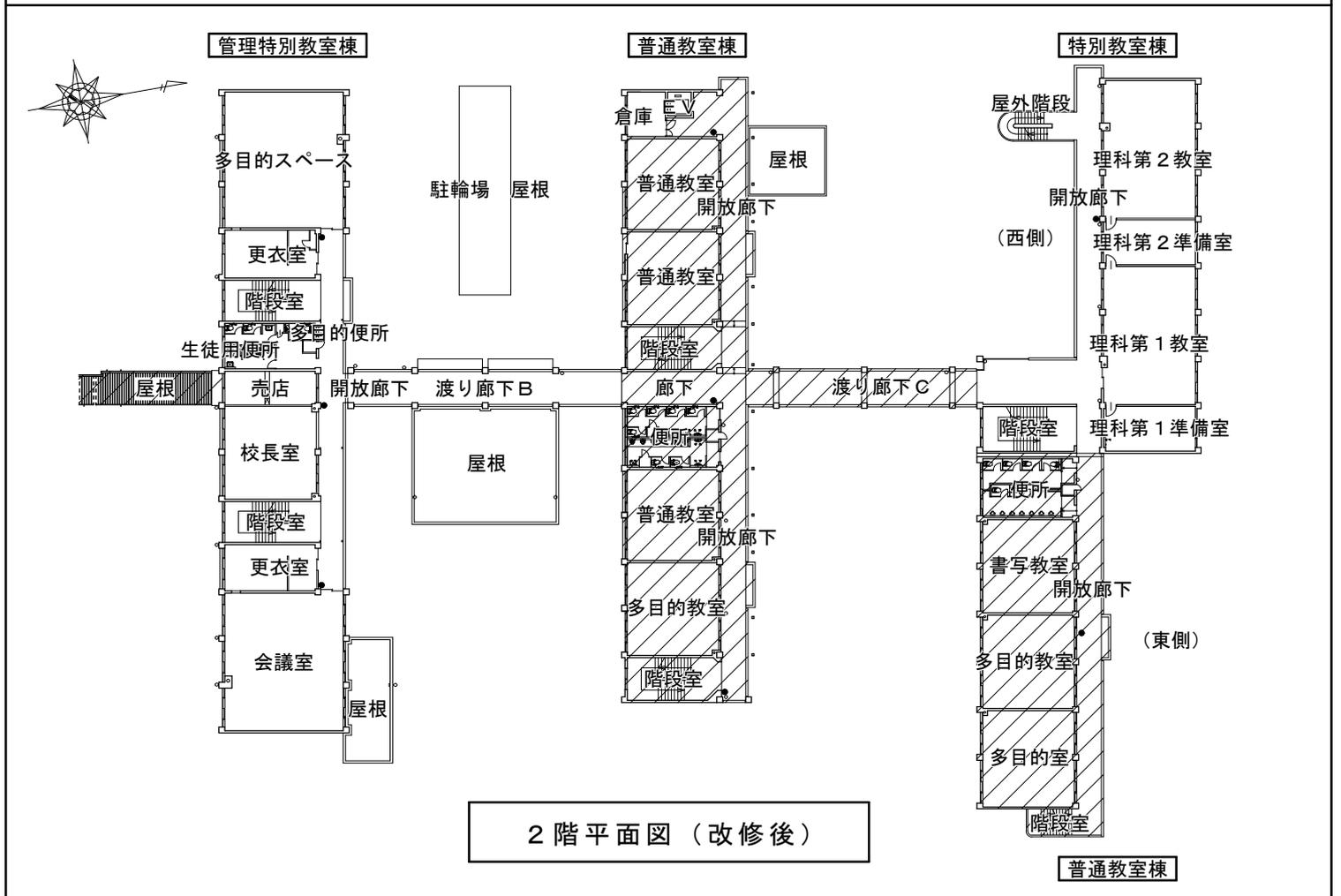
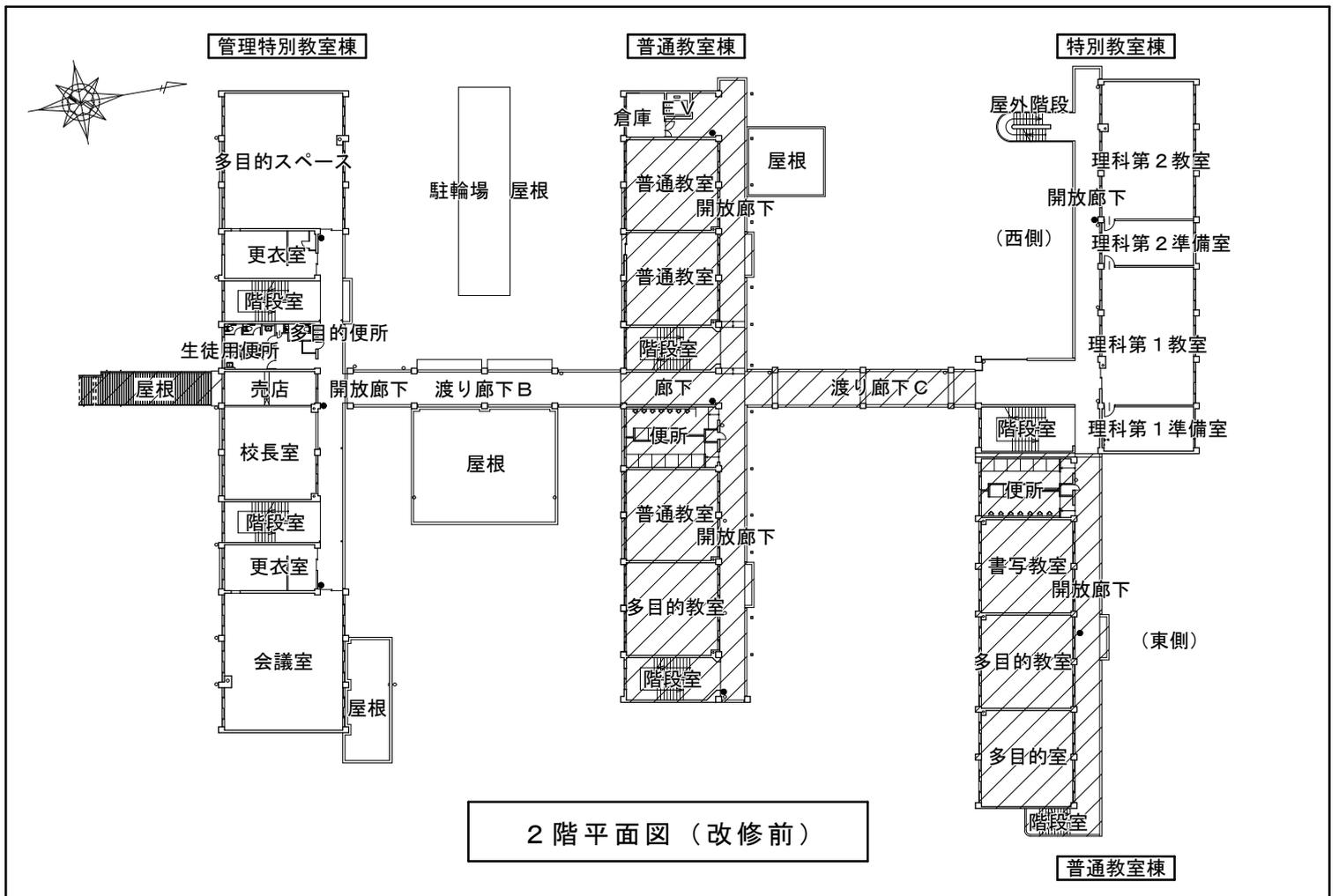


0m 10m



工事対象建物を示す

阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事

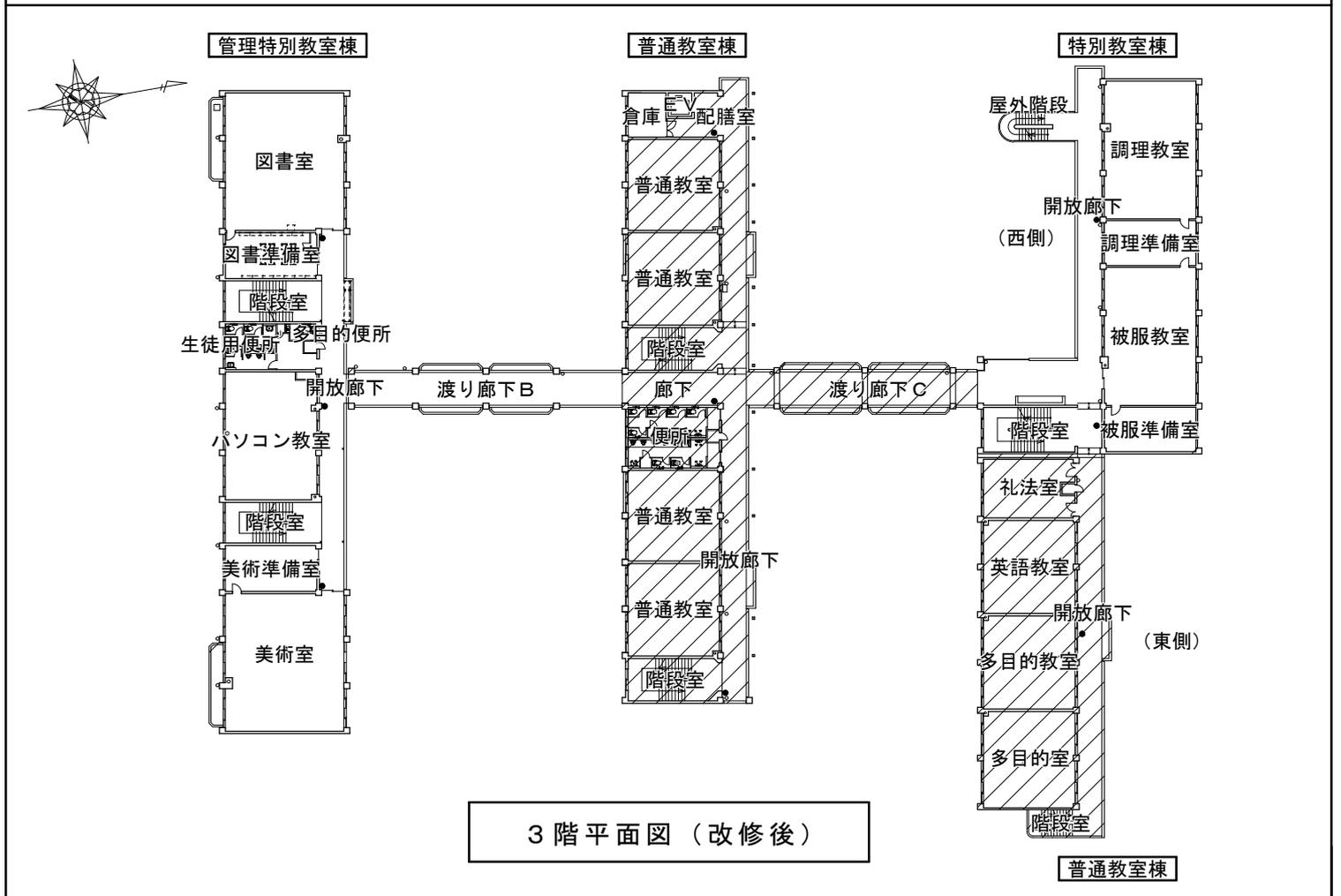
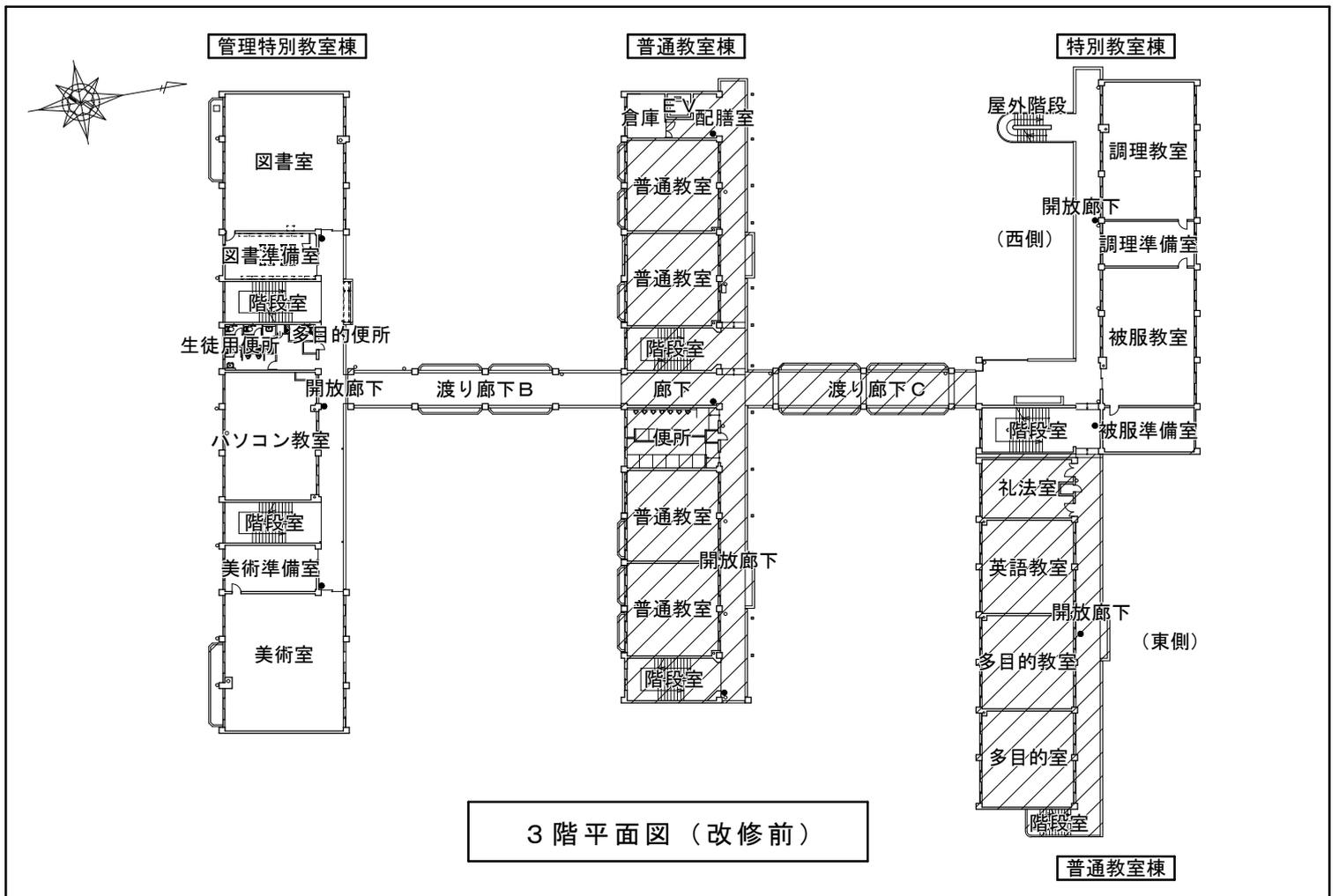


0m 10m



工事対象建物を示す

阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事

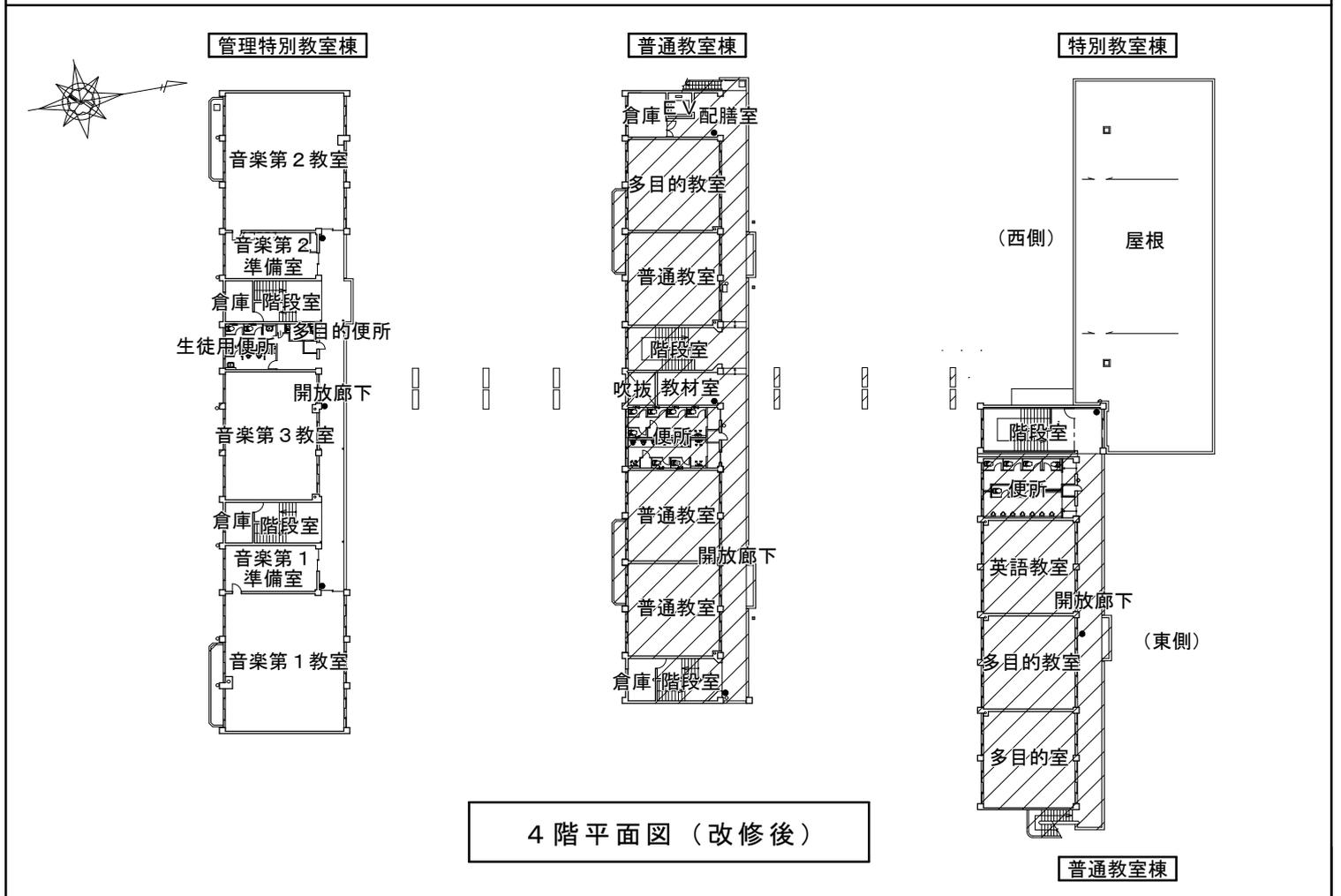
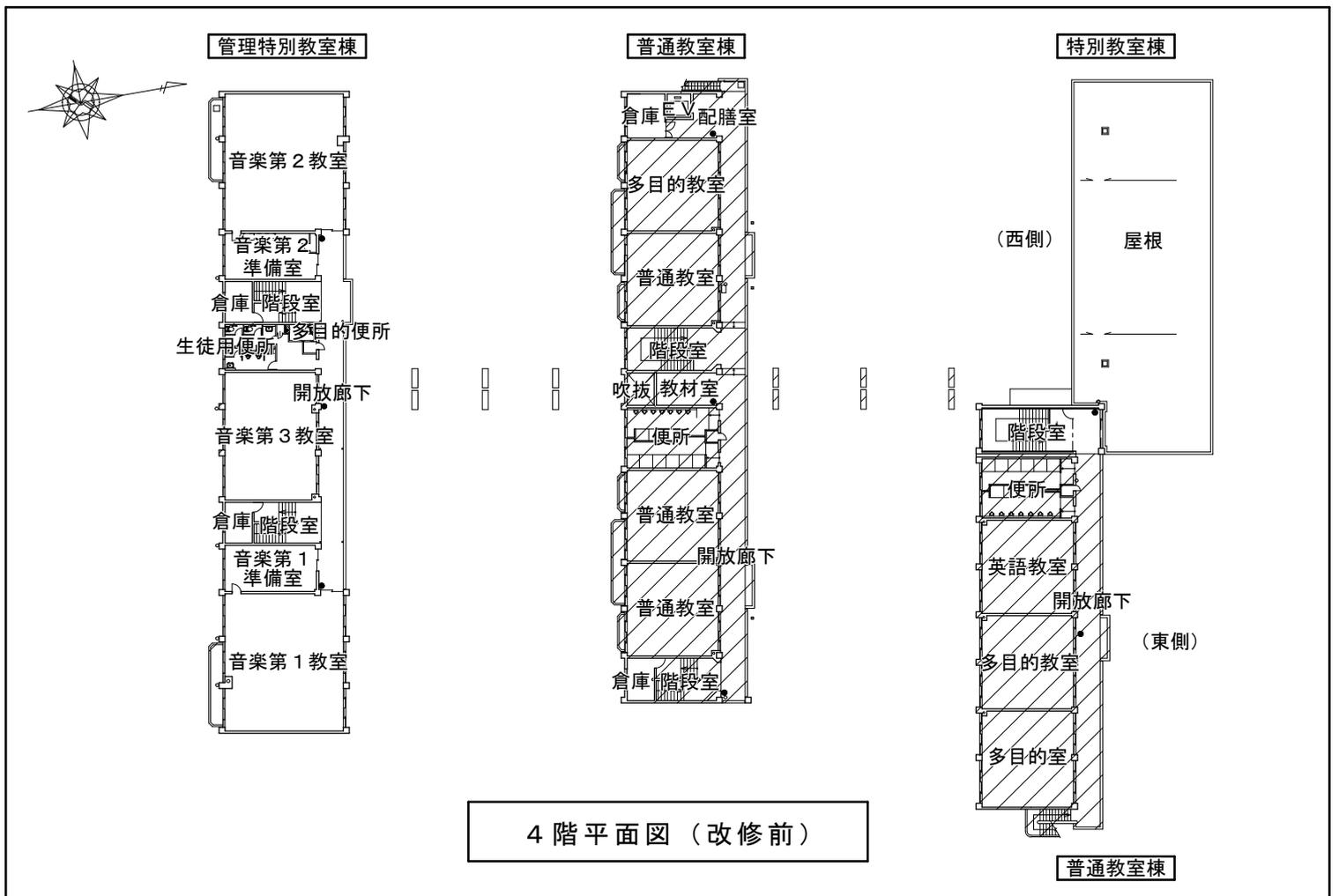


0m 10m



工事対象建物を示す

阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事



0m 10m



工事対象建物を示す

阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事

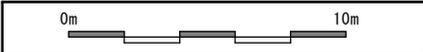


(特別教室棟 南立面図)

普通教室棟 南立面図



普通教室棟 南立面図



阿品台中学校普通教室棟大規模改修工事

(議案第 6 4 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

(3) 指定の期間

令和 2 年 9 月 1 日から

令和 5 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 6 5 号)

損害賠償の額を定めることについて

(維持管理課)

1 提案の理由

令和元年 7 月 1 9 日 が、自転車を運転して、廿日市市宮内地内の市道阿品高通線を進行中、路面の穴に同車の前輪が落ちたことにより転倒し、同人が左肘頭骨折など負傷するとともに、同車等も損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 6 6 6 , 4 6 5 円

(2) 債 権 者

(3 3 8 , 6 8 3 円)

愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 2 6 号

建設連合国民健康保険組合 (3 2 7 , 7 8 2 円)

理事長 黒 島 一 生

3 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

4 参照法令

(1) 国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(2) 国民健康保険法

第 6 4 条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じ

た場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(議案第 66 号)

財産の取得について

(都市計画課)

1 提案の要旨

佐伯さくらバスの運行に使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型ノンステップバス

数 量 1 台

3 取得価格 23,340,900 円

4 相手方 廿日市市串戸一丁目 2 番 11 号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上野 寿 幸

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 6 7 号)

財産の取得について

(都 市 計 画 課)

1 提案の要旨

おおのハートバスの運行に使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型ノンステップバス

数 量 2 台

3 取得価格 47,715,690 円

4 相手方 廿日市市串戸一丁目 2 番 1 1 号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上 野 寿 幸

5 根拠法令

議案第 6 6 号説明書に同じ。

(議案第 6 8 号)

廿日市市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

(農業委員会)

1 提案の要旨

廿日市市農業委員会委員の任命に当たり、その過半数を認定農業者等又はこれに準ずる者とするのが著しく困難であるため、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについて、市議会の同意を求めようとするものである。

2 根拠法令

(1) 農業委員会等に関する法律

第8条

⑤ 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(2) 農業委員会等に関する法律施行規則

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(2) 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするにとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

(議案第69号)

財産の取得について

(消防本部)

1 提案の要旨

消防団廿日市分団、大野分団及び宮島分団に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 小型動力ポンプ付積載車

数量 3台

3 取得価格 31,240,000円

4 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒井敏之

5 根拠法令

議案第66号説明書に同じ。

(議案第70号)

財産の取得について

(消防本部)

1 提案の要旨

大野消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 水槽付消防ポンプ自動車

数量 1台

3 取得価格 71,390,000円

4 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒井敏之

5 根拠法令

議案第66号説明書に同じ。

(議案第71号)

財産の取得について

(消防本部)

1 提案の要旨

大野消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 高規格救急自動車

数量 1台

3 取得価格 19,085,000円

4 相手方 廿日市市桜尾本町14番4号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹内利雄

5 根拠法令

議案第66号説明書に同じ。

(議案第72号)

廿日市市固定資産評価員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するため、廿日市市固定資産評価員を選任しようとするものである。

(2) 選任しようとする者

大 木 満 明 (新任)

2 根拠法令

地方税法

第404条

② 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。